

# 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託

## プロポーザル実施要領等に関する質問回答書

令和 5 年 9 月 15 日

武蔵野市環境部下水道課



NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問1	公募型プロポーザル実施要領	表紙裏	—	—	下記の書類間の記述内容に齟齬があった場合の優先順位についてご教示ください。 ・武蔵野市下水道施設長期包括業務委託 要求水準書 ・武蔵野市下水道施設長期包括業務委託 優先交渉権者決定基準 ・武蔵野市下水道施設長期包括業務委託 様式集 ・武蔵野市下水道施設長期包括業務委託 基本契約書(案) ・上記に関する質問回答書 ・特別仕様書 ・モニタリング基本計画	基本契約書(案)、実施要領等(要求水準書、特別仕様書、モニタリング基本計画、優先交渉権者決定基準、様式集、質問回答書)の順に優先します。実施要領等のうち、質問回答書と、その質問回答に関係する箇所との間の齟齬は質問回答書が優先します。また、特別仕様書は要求水準書に優先します。その他の実施要領等の資料間で齟齬が生じる場合は、本業務の契約締結後、本市と受注者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとします。
質問2	公募型プロポーザル実施要領	3	第2章	2 (6)	「武蔵野市内に本店、営業所等を有する者」の中にサテライトオフィスを含めて良いのでしょうか？この場合のサテライトオフィスは企業が単独で使用できるスペースであり、座席数が30席程度、WEB会議ブース、複合機等の使用が可能なおフィスになります。	代表企業又は構成員として武蔵野市と契約する者が、『東京電子自治体共同運営電子調達サービス』による武蔵野市の競争入札参加資格の登録内容において、武蔵野市内を所在地とする場合に、「武蔵野市内に本店、営業所等を有する者」とみなします。
質問3	公募型プロポーザル実施要領	9	5 募集に関する留意事項	(11)その他	募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて応募者に通知するとありますが、内容の変更により書類提出期限などの変更は生じますでしょうか。	内容の変更により、書類提出期限等の変更が生じる可能性はあります。なお、書類提出期限等の変更が生じた場合についても、本業務に係るホームページを通じて応募者に通知いたします。
質問4	公募型プロポーザル実施要領	16	6.提出書類	(2)提出書類	「本プロポーザルへの応募する時は、次に示す書類を12部(正本3部、副本9部)提出すること。」とあります。印刷資料が膨大になることと副本は最終的に廃棄されるため、環境負荷となっていると聞いたりすることがあります。そこで、副本はCD等の電子データによる提出、あるいは副本は白黒の資料と出来ませんでしょうか？	公募型プロポーザル実施要領に記載のとおり、正本3部、副本9部の計12部を提出してください。カラー、白黒は問いません。ただし、記載内容(イラスト、図表等を含む。)が判別できるものとします。
質問5	公募型プロポーザル実施要領	17	6.提出書類	位置図および写真	位置図はどの程度の範囲が分かれば良いかご教授ください。 写真について、 ①建物外観に社名表記が無い場合でも建物の写真を取れば良いでしょうか。 ②また内観は、いわゆるオフィス内の写真でよいでしょうか。 ③看板などない場合、ビル内の案内板で代用可能でしょうか。	位置図の範囲については、武蔵野市役所から営業所等の位置が分かるものを添付してください。 写真については、①建物の外観、②建物内の使用する事務室、③住所に記載のビル名等が分かるものを添付してください。
質問6	公募型プロポーザル実施要領	19	4 二次審査(提案審査)時の提出書類	技術力の評価	応募者の構成員として、下水道管路施設における官民連携事業(PPP)の受注実績について記載することとありますが、代表でなくとも企業体として参画した実績であれば良いでしょうか。 また全構成員の内容が把握できるよう記載することとありますが、PPP実績を有しない企業については記載しないという理解でよろしいでしょうか。	下水道管路施設における官民連携事業(PPP)の受注実績については、代表企業に限らず、構成員として参画した実績も含むものとします。 また、下水道管路施設における官民連携事業(PPP)の受注実績を有しない企業については、「実績無し」と記載してください。
質問7	公募型プロポーザル実施要領	29	別紙4	第11条	「～運営委員会の定めるところにより(又は、第8条に規定する～)とございますが、「第7条」の誤りではないでしょうか。	9月5日にホームページ上に公表いたしました、「公募型プロポーザル実施要領等 補足事項について」に記載のとおりとし、公募型プロポーザル実施要領を修正いたします。
質問8	公募型プロポーザル実施要領	29	別紙4	第12条	「本業務を行うにつき発注した共通の経費等については、第8条に規定する～」とございますが、「第7条」の誤りではないでしょうか。	9月5日にホームページ上に公表いたしました、「公募型プロポーザル実施要領等 補足事項について」に記載のとおりとし、公募型プロポーザル実施要領を修正いたします。
質問9	公募型プロポーザル実施要領	29	別紙4	第13条 4項	「前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する～」とございますが、「第9条」の誤りではないでしょうか。	9月5日にホームページ上に公表いたしました、「公募型プロポーザル実施要領等 補足事項について」に記載のとおりとし、公募型プロポーザル実施要領を修正いたします。
質問10	要求水準書	2	4 費用の負担		(1)業務準備期間中における本業務の履行開始のために必要な準備費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として事業者の負担とする。 同様にP13 3 業務移行期間と業務の引継ぎ(1)本契約締結日から業務開始日の前日(令和5年度中)までの期間を業務準備期間とする。 と記載がされています。これには、引継ぎのための事務的な作業についての記載であり、現場作業を伴う業務は含まれないと考えていますが、問題ないでしょうか？また現場作業の指示があった場合は、業務として都度費用請求ができるのでしょうか？	業務準備期間には、引継ぎのための事務的な作業や現場確認程度を想定しておりますが、現場作業が必要な場合は、別途協議とします。
質問11	要求水準書	3	第1章	11 (3)	委託者が行う届出等の作成及び手続等について、現時点で想定されている作業についてご教示ください。	本市が行う届出等は、公物(河川・道路・公園等)占有に関わる申請、業務実施に必要な届出等を想定しています。 なお、事業者が行う作業は、本市が行う申請、届出等の必要資料作成及び協議への同行を想定しています。

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問12	要求水準書	3	第1章	11 (4)	「事業者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、」は、「事業者は、本業務の実施に当たり、関係官公署等との協議を必要とするとき、」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問13	要求水準書	4	第1章	13	(4)前号においては、地域住民等の適切な契約に基づく排水設備工事等に関してはこの限りではない。とありますが、本業務に宅内排水設備の有償による不具合解消等が含まれるのでしょうか。	本業務には排水設備に関する業務は含まれておりません。なお、当該住民との別途適切な契約に基づき対応していただく場合は、有償による排水設備工事は可能となります。
質問14	要求水準書	4	第1章	14 (1)	他事業者が実施する関連業務について、いつ、誰から、どのように情報開示されるのか、ご教示ください。	他事業者が実施する関連業務とは、本業務の小規模工事等に関連する道路工事等を想定しています。道路工事の予定が分かり次第速やかに、本市から、工事に係る工期や位置図等を提示いたします。
質問15	要求水準書	4	第1章	14 (2)	本市が指定する第三者について、どのような組織であるか具体的にお教えください。	本市が指定する第三者とは、本市が業務を別途発注した設計、地質調査、測量調査等の業者を想定しています。
質問16	要求水準書	4	第1章	14 (2)	第三者が行う調査及び試験として、現時点で想定されている作業についてご教示ください。	第三者が行う調査及び試験は、本市が業務を別途発注した設計、地質調査、測量調査等の業務を想定しています。
質問17	要求水準書	5	第1章	17	(1)業務事務所は事業者自ら準備し、その費用は一定額本市が負担する。とありますが、具体的にご負担頂ける費用をご教示ください。またどの項目に含まれるかご教示ください。 (2)事業者は、業務事務所を設置にあたり、「業務事務所設置報告書」を提出するとなっておりますが、いつまでに提出すべきかご教示ください。また様式についてもお願いいたします。	(1)統括管理業務の直接経費の中に、事務所として利用可能な住居の想定賃料分を含めています。市内の民営借家の相場を考慮し想定賃料(30㎡分、「武蔵野市第四次住宅マスタープラン(民営借家の1㎡当たり家賃)」)を設定しております。 (2)業務事務所設置報告書は、要求水準書(別紙3)にあるように、本業務の契約締結後速やかに提出をお願いします。様式については、任意とします。
質問18	要求水準書	5	第1章	17	『業務事務所の費用は一定額を市が負担する』となっておりますが、公募型プロポーザル実施要領P27の別紙3提案上限価格内訳には記載されていません。こちらは業務費用とは別で計上されているのでしょうか。一定額の負担とはいくらを想定しているのでしょうか。	統括管理業務の直接経費の中に、事務所として利用可能な住居の想定賃料分を含めています。市内の民営借家の相場を考慮し想定賃料(30㎡分、「武蔵野市第四次住宅マスタープラン(民営借家の1㎡当たり家賃)」)を設定しております。
質問19	要求水準書	7	第2章	5	中止基準は管渠の管径で基準がありますか？	管径による設定はありません。自らの責任において設定してください。
質問20	要求水準書	10	第4章	第2節 2 (6)	業務開始前後に市へ連絡することになっておりますが、連絡するものは各業務を担当する主任技術者との認識で良いでしょうか。	本市との窓口は、統括責任者を前提としています。ただし、本市が承認した場合に限り、各業務の主任技術者からの連絡も可能とします。
質問21	要求水準書	13	別紙1	3,2,2	すべてストックマネジメント調査が対象数量ですか？	本市のストックマネジメント計画に基づき行う計画的点検調査についての数量となります。
質問22	要求水準書	14	別紙1	3,2,3	・合流改善施設3箇所とはどこでしょうか。 ・3箇所の清掃内容は内部の状態によって作業量は変わるものでしょうか。若しくは毎年同じ作業でしょうか。	合流改善施設は、特別仕様書P.21 第2節 計画的清掃等 2.5 合流改善施設清掃に示したとおりです。 また、清掃内容については、過年度に単価契約業務で実施した内容(点検前の清掃)を計上しておりますが、内部の状態によっては、別途協議のうえ、異なる作業を実施する場合があります。
質問23	要求水準書	14	別紙1	3,3	・GW、年末年始パトロールの内容と作業金額は決まっていますか？ ・住民対応、苦情対応を行う人員の待機料はありますか？	GW、年末年始におけるパトロールの内容は、3駅(吉祥寺駅、武蔵境駅、三鷹駅)周辺のみが生じやすい箇所の巡視を想定しています。なお、作業費用は過年度に単価契約業務で実施した費用(1日2時間程度)を計上しています。 台風や豪雨等において、本市が待機を要請した場合は待機費用として発生しますが、住民対応、苦情対応に伴う待機費用は見込んでおりません。
質問24	要求水準書	14	別紙1	3,3	住民対応・苦情対応(過去平均45件)の住民要望、苦情の内容はどのようなものですか？	公共下水道施設に起因する道路陥没や、公共ます・取付管の詰まり等に伴う住民要望・苦情を想定しています。詳細は、本業務の契約締結後、住民要望、苦情についての過年度の実績等の資料を提示いたします。
質問25	要求水準書	15	別紙1	3.5.2	改築工事(管更生)において更生工法が選定されている場合については、事業者は選定された工法で工事を行う必要がありますでしょうか？それとも建設技術審査証明を取得している同等の性能と評価される工法であれば採用可能と考えたいでしょうか？	改築工事(管更生)においては、特別仕様書を満たす更生工法を採用しております。なお、建設技術審査証明を取得しており、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)」に準拠した工法であれば、本市と協議のうえ、採用は可能です。
質問26	要求水準書	17	別紙3	2 (1)	本業務で実施した維持管理データを、下水道台帳システムにインポートできる形式で作成する。とありますが、データ構成のための仕様書を開示頂けますでしょうか。またデータ作成にあたり、同様の作業を受託者がどのようなシステムで実施されたか、ご教示ください。	現状、ご提示できる仕様書は、特別仕様書のみとなります。業務実施に当たり必要な資料は、プロポーザル応募者からの企画提案等も踏まえ、本業務の契約締結後、可能な限り提供いたします。 また、データ形式については、下水道台帳システムにインポートできるシェイプ形式等での納品を想定しております。なお、データ作成にあたっては、業務準備期間に協議いたします。

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問27	要求水準書	26	別紙7	No20	「上記以外の物価変動による増加費用」について、「…一定金額・割合まで事業者が負担する。」とありますが、この一定金額・割合の考え方についてご教示ください。	基本契約書(案)第31条第2項のとおり、年度に支払う各業務の委託料については、各年度協定締結時点において、最新の労務単価、材料単価等を採用する予定としています。諸経費については、本契約締結時点(変更契約含む。)における各業務の設計書に定められる諸経費率を採用する予定としています。 この上で、年度途中の物価変動については、各年度協定等に基づくスライド条項の適用がなされない限り、事業者の負担とします。
質問28	要求水準書	30	別紙9	1	統括責任者で統括管理業務(一元管理業務、データ管理業務)の主任技術者を兼務しない場合、その他の主任技術者(計画的点検調査、改築設計など)を兼務することは可能でしょうか？	業務実施体制表等により、本業務の履行に支障がないと認められた場合に限り兼務可能となります。必要に応じて、プレゼンテーション時に業務実施体制について確認させていただく場合があります。
質問29	特別仕様書	23	第2編 第2章	第3節 1.1	業務目的に記載されている工事設計書の作成について、作成するのは金抜き設計書でよろしいでしょうか。また、作成にあたり書式の規定や市でのシステム入力を要しますか。(受託会社が有する汎用積算システムでの作成でよろしいでしょうか)	金入り設計書を想定しています。作成は汎用積算システムで構いません。
質問30	特別仕様書	24	第2編 第2章	第3節 2.3	劣化調査箇所を上流の伏越し人孔の1箇所と記載されていますが、現場状況により位置の変更、または調査数量の追加は可能でしょうか。	本市との協議により、変更又は追加対象とします。
質問31	特別仕様書	30	第3章	第1節 2.1	住民対応・苦情対応にて連絡を受けて現地確認を実施するにあたり、現場体制はどのようにお考えでしょうか？	現地確認は、作業員2人を想定しています。
質問32	特別仕様書	30	第3章	第1節 2.1	速やかな対応をするにあたり平日の場合、対応待機要員の配置、休日・夜間の場合、対応待機要員の拘束(行動範囲の制限、禁酒等)することにより、それに伴う対価が発生するものと想定します。仕様書では初動対応後の費用のみお考えのように感じ取れますが、どのようにお考えでしょうか？	台風や豪雨等において、本市が待機を要請した場合は待機費用として発生しますが、住民対応、苦情対応に伴う待機費用は見込んでおりません。
質問33	特別仕様書	30	第3章	第1節 2.1	従来の対応方法の引継ぎとして当面の間、現地同行することを想定されていますが具体的にどのくらいの期間とお考えでしょうか？	現地同行については、3か月～半年程度を想定しています。
質問34	特別仕様書	30	第3章	第1節 2.1	現地確認後、対応方法は市の了解が必要でしょうか？	特別仕様書P.32に記載の住民対応業務から緊急対応(調査点検・清掃)までの標準フローに示すとおり、現地確認後、本市へ対応方針を報告をしたうえで対応していただくこととなります。
質問35	特別仕様書	30	第3章	第1節 2.1	現地確認の初動に時間を要する場合は市での対応を依頼は可能でしょうか？	現地確認は、事業者の全ての構成員(再委託先企業を含む。)で相互に協力した対応を前提としております。
質問36	特別仕様書	30	3	2.1	連絡を受けて現地確認を実施するまでの到着時間の制限はありますか？	到着時間の制限は設けておりませんが、速やかな対応を求めます。
質問37	特別仕様書	36	第4章	2	2.1現地踏査において、『本市に市民等の外部から臭気に関する通報があった際、本市から連絡を受けて現地確認を実施すること』とありますが、どのような場合においても現地踏査を行った場合は費用をみていただけるのでしょうか。	原因が下水本管、ビルピットに関わらず、現地踏査を実施した場合は現地確認費用をお支払いいたします。
質問38	特別仕様書	36	第4章	2	『現地確認後、臭気の計測及び発生源の特定が必要を検討すること』とありますが、現地踏査の結果の報告書作成費についてもみていただいているのでしょうか。	現地踏査の結果、報告書を作成していただいた場合は、その内容に応じた費用をお支払いいたします。
質問39	特別仕様書	36	第4章	2	『現地確認の結果、異常の原因者が個人又は他事業者の場合であって、現地確認後の対応を原因者の責任(負担)において実施すべき場合、その旨を原因者に説明し、対応を引き継ぐこと』とありますが、説明時には役所の方は同席いただけないのでしょうか。説明までは事業者が行い、その後には役所に引き継ぐということでしょうか。	事業者が、現地確認の結果、その場で異常の原因と原因者を特定でき、かつ原因者に接触できる場合は、原因者に対して説明を行い、その後、本市に報告を行ってください。なお、業務開始後、3か月～半年程度は、原因者に対する説明に本市も同行します。
質問40	特別仕様書	38	第2編 第5章	第1節 2.1 (4)	複合管形式の既設管きょの耐力調査(別紙4)では、目視調査(劣化度判定)が掲載されていますが、複合形式が採用された場合は、設計にあたり再度のTVカメラ調査、または潜行目視調査を実施するというのでしょうか。	中大口径管の改築設計にあたっては、複合管を想定しているため(別紙4)の調査基準に則り、調査を実施することとしております。
質問41	特別仕様書	38	第2編 第5章	第1節 2.1 (4)	小口径管については、別紙4で示される調査は困難であるため、自立管が前提となるという認識でよろしいでしょうか。	小口径管については、自立管を想定しております。
質問42	特別仕様書	38	第2編 第5章	第1節 2.1 (6)	現場状況(埋設状況等)等により布設替え工法の採用が困難と判断された場合は、他工法による対応も可能でしょうか。	本市との協議により、布設替え・更生工法の採用を決定します。
質問43	特別仕様書	39	第2編 第5章	第1節 2.3 (2)	選定対象工法は、東京都下水道局の認定工法を対象としますか。	建設技術審査証明を取得しており、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)」に準拠した工法を選定します。

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問44	特別仕様書	39	第2編 第5章	第1節 2.3 (3)	更生工法及び布設替え工法の各種計算において、下水道台帳と整合が取れる区画割平面図及び流量計算表を電子データでご提供頂けますでしょうか。	ご指定のデータについては、本業務の契約締結後、提供いたします。
質問45	特別仕様書	39	第2編 第5章	第1節 2.3 (5)	設計書は、東京都下水道局積算基準に準拠でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問46	特別仕様書	42	第2編 第5章	第2節	改築工事において設計変更(修正)が生じた場合には、市にてご対応いただける理解でよろしいでしょうか。	協議により設計変更が生じた場合、契約変更手続きについて本市において対応いたします。
質問47	特別仕様書	43	3 更生管の仕様(自立管)	3.4 品質管理	(3)施工時の品質管理では、構築方法別(熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ)について規定をされているが、施工条件等によっては上記工法が対応できないことが考えられます。今後開発される建設技術審査証明を取得した新工法の採用を発注者と協議したうえで活用することはできないのでしょうか。	改築工事(管更生)においては、特別仕様書を満たす更生工法を採用しております。なお、建設技術審査証明を取得しており、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)」に準拠した工法であれば、本市と協議のうえ、採用は可能です。
質問48	特別仕様書	54	第2編 第6章	第1節 2.1 (6) (4)	2.1(1)管路情報の収集整理に現場踏査の記載はありませんが、当該項文中に現場周辺環境を確認する旨の記載があります。現場踏査の対象は布設替え工法が選定された施設のみでよろしいでしょうか。	特別仕様書P.54 ④改築方法の検討に記載のとおり、検討にあたっては、現場周辺環境及び管内水位の状況を確認してください。
質問49	特別仕様書	54	第2編 第6章	第1節 2.1 (6) ④	当該項文中に記載の管内水位の状況は、既往のTVカメラ調査、または潜行目視調査の資料から把握するというところでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問50	特別仕様書	54	第2編 第6章	第1節 2.1 (6) ⑤	「事業量の算定にあたっては、想定される工法についてヒアリングを行うこと」とありますが、ヒアリング対象は工法協会ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問51	特別仕様書	58	第2編 第6章	第1節 6.1	「表 設計条件項目表(参考)」の「修繕改築計画の策定」におきまして、「対策の必要性検討」の作業が無となっておりますが、過年度計画時の方針を踏襲ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問52	特別仕様書	61	別紙1	2.適用工法	2 適用工法では、下記2工法が定義されております。 (1)EPR 工法 (2)FRP 内面補強(熱硬化)工法 今後開発される建設技術審査証明を取得した新工法の採用を発注者と協議したうえで活用することはできないのでしょうか。	本市との協議により、採用を決定します。
質問53	特別仕様書	62	別紙2	2.適用工法	別紙 2 取付け管更生工(反転・形成工法)特記仕様書では、『土木工事標準仕様書(東京都下水道局)』に準じ、2. 適用工法が規定されております。 【A 種材】①LIP 工法、②バルテムSZ-B 工法、③サイドライナー工法、④SGICP-G 工法、⑤FFT-S 工法、⑥FRP 光硬化取付管ライニング工法、⑦EPR-LS 工法、⑧Y-N 工法、⑨シームレスシステム工法 【B 種材】⑩オメガライナー工法、⑪EX 工法 【C 種材】⑫SD ライナー工法、⑬GROW 工法、⑭HIT 工法、⑮ブラボライニング工法 今後開発される建設技術審査証明を取得した新工法の採用を発注者と協議したうえで活用することはできないのでしょうか。	本市との協議により、採用を決定します。
質問54	優先交渉権者決定基準	4	2 二次審査(提案審査)	(2)技術評価審査	Bプレゼンテーション審査において説明するパワーポイントの配布は認められると理解できます。必要部数をお教えください。また配布方法についてもお教えください。	パワーポイントの配布は可能とします。なお、プレゼンテーションの詳細は、一次審査通過者にのみ電子メールにて別途通知いたします。
質問55	様式集	3	様式 II-2		各企業の記載欄で、代表者と担当者があります。会社の代表者が対象エリアの支店長、支社長、所長となる場合、捺印はできるものの印鑑証明がなく提出できません。この場合の対応についてご教示ください。	9月5日にホームページ上に公表いたしました、「公募型プロポーザル実施要領等 補足事項について」に記載のとおりとします。

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問56	様式集	9 24	様式Ⅱ-7 様式Ⅳ-6		様式Ⅱ-7 (2) 当該資格を証する書類(登録証等の写し)を添付すること (3) 直接かつ恒常的な雇用関係を証する書類(健康保険被保険者証等の写し)を添付すること 様式Ⅳ-6 ※当該資格を証する書類(登録証の写し等)を添付すること。 ※直接かつ恒常的な雇用関係を証する書類(健康保険被保険者証等の写し)を添付すること。 上記は同じ書類を要求されております。配置技術者が同様である場合、資格審査で提出した書類を企画提案時に提出することは不要と考えますので、提出せずともよいとの認識でよろしいでしょうか。	様式集に記載のとおり、様式Ⅱ-7及び様式Ⅳ-6の両方に書類を添付してください。
質問57	業務委託契約書(案)	3	第6条		(著作権の利用等)「1 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。」とありますが、受注者が著作権の有無を判断するのは困難であると考えられます。発注者から提供される情報、書類、図面等に、著作権の有無の記載を頂けませんでしょうか？	受注者に対して契約後提供する情報、書類、図面等の著作権の有無については、情報、書類、図面等を提供又は貸与等を行う際にお示しします。
質問58	業務委託契約書(案)	25	別紙1		年度協定(案)(統括管理業務)には、物価変動による見直し規定がされていません。所謂スライド条項が適用されないのでしょうか？また適用されない場合はその理由を教えてください。	本市の委託契約約款においては、スライド条項の適用を設けていないため、それに準じ、年度協定(案)(統括管理業務)については、スライド条項を設けていません。 なお、基本契約書(案)第31条第2項のとおり、年度に支払う各業務の委託料については、各年度協定締結時点において最新の労務単価、材料単価等を採用する予定としています。また、諸経費については、本契約締結時点(変更契約含む。)における各業務の設計書に定められる諸経費率を採用することで、物価変動に対応できると考えております。なお、基本契約書(案)第27条においては、著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更に関する規定が定められていますので、統括管理業務実施に当たって、各年度途中に急激な物価変動等があった場合等には、別途協議とします。
質問59	業務委託契約書(案)	35	別紙2		年度協定(案)(維持管理業務) 第18条(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)の判断基準として、国が提示する公共工事設計労務単価等となるのでしょうか？	年度途中の物価変動については、現行の本市の発注・契約する工事における基準に準じ、スライド条項の適用を行うことを想定しています。
質問60	業務委託契約書(案)	47	別紙3		年度協定(案)(改築設計・計画策定支援業務)は、第17条(業務委託料の変更方法等)は協議となっていますが、協議となった場合の根拠となる指標はあるのでしょうか？	作業内容や数量の変更がある場合に、業務委託料の増額又は減額等について、協議を行うことを想定しています。なお、年度協定(案)(改築設計・計画策定支援業務)では、年度協定(案)(統括管理業務)と同様にスライド条項を設けていません。ただし、基本契約書(案)第27条においては、著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更に関する規定が定められていますので、各年度途中に急激な物価変動等があった場合等には、別途協議とします。
質問61	業務委託契約書(案)	60	別紙4		年度協定(案)(改築工事) 第21条(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)の判断基準として、国が提示する公共工事設計労務単価等となるのでしょうか？	年度途中の物価変動については、現行の本市の発注・契約する工事における基準に準じ、スライド条項の適用を行うことを想定しています。
質問62	モニタリング基本計画(履行監視編)	1	第1章	4	第3者によるモニタリングを行う可能性が記載されておりますが、想定される組織、実施の時期等をお考えをお聞かせください。	第三者によるモニタリングについては、本市と第三者の契約締結後に公表いたします。
質問63	モニタリング基本計画(履行監視編)	4	第2章	1	事業者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、とありますが、参考となる様式は提供頂けると理解してよろしいでしょうか。	セルフモニタリング様式については任意とし、事業者が作成するものとします。